

平成22年5月草津市議会臨時会を5月19日に開きました。また平成22年6月草津市議会定例会を6月4日から6月23日まで開きました。5月臨時会では、5件の議案が市長から提出されました。6月定例会では、条例案、補正予算等の議案9件が市長から提出され、議員からは意見書1件を提出し、請願1件が紹介提出されました。

主な議案の説明

【議第53号】 平成22年度草津市一般会計補正予算

(1)草津駅東地区整備費……………2,000万円

草津駅東口にエレベーター、エスカレーターを設置するための、設計委託を行います。

(2)中学校通級指導教室設置費 ……178万8千円

老上中学校に通級指導教室を設置するための備品購入等を行います。通級指導とは、小、中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態のことです。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴等です。



【議第54号】 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 および草津市職員の育児休業等に関する条例 (一部改正)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児に係る勤務環境の整備を行うため、規定の改正を行います。(施行日:平成22年6月30日)

- ①職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合に、原則として時間外勤務を制限します
- ②配偶者が育児休業中の場合や専業主婦(夫)の場合でも、育児休業・育児短時間勤務・部分休業をすることができます
- ③子の出生の日から57日間(産後休暇終了日まで)に育児休業をした職員は、原則1回とされている育児休業を再度することができます



【議第57号】 草津市介護保険条例(一部改正)

重度認知症高齢者の居宅サービス等および地域密着型サービス等の利用限度額を引き上げます。

介護保険基盤(特に認知症対応型共同生活介護)の整備の遅れから、要介護者の中でも認知症高齢者は、施設に入所することができず在宅による介護を強いられ、併せて、平成21年度の法改正により介護報酬単価が引き上げられたことも加わり、サービスの利用が受けにくい状態となっています。

このことから、要介護者のうち、認知症高齢者に対して、居宅サービスに対する公費負担額(居宅介護サービス費等に係る支給限度額)を増額し、個人負担額を軽減することにより在宅介護者への支援を強化します。(施行日:平成22年10月1日)



(円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
改正前(国の限度額)	49,700	104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300
改正後(市独自額)			204,500	237,700	314,500	357,200	413,700
上乗せ額 (上乗せ率%)			38,700 (23.3)	42,900 (22.0)	47,000 (17.6)	51,200 (16.7)	55,400 (15.5)